

非常勤職員報酬の支給誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
旭高等学校	<p>非常勤職員Aについて、平成30年1月の勤務実績が2回（12日及び30日）であるにもかかわらず1回分の報酬（交通費を含む。）しか支給されていなかった。</p> <p>【正）本来支給すべき額】 （報酬単価5,200円×実績5時間＋交通費1,000円）×2回＝54,000円</p> <p>【誤）既支給額（支給日：平成30年2月9日）】 （報酬単価5,200円×実績5時間＋交通費1,000円）×1回＝27,000円</p>	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、非常勤職員報酬の支給について、過去の支給も含めて適切であったかを確認し、是正すべきものがある場合は速やかに是正されたい。</p> <p>また、非常勤職員の報酬等の支給事務等について周知徹底を図り、法令等に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例】 （支給方法） 第4条 報酬の支給方法は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める方法による。 一 日額又は時間額による報酬（中略） 月の初日からその月の末日までの間における勤務日数又は勤務時間数により計算した額を翌月10日までに支給する。（以下略）</p> </div>	<p>勤務実績を確認の上、必要な追給を行った。</p> <p>また、出勤簿への記入が後日にならないよう非常勤職員に周知した。</p> <p>今後は支給事務等について法令等に基づき適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年5月23日）